○八王子市予防接種健康被害調査委員会条例

昭和56年3月11日

条例第4号

改正 平成13年7月2日条例第44号 平成19年3月1日条例第4号 平成25年6月26日条例第32号 令和4年3月28日条例第13号 八王子市予防接種事故調査委員会条例(昭和46年八王子市条例第8号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種による健康被害の適切かつ円滑な処理に資するため、市長の附属機関として八王子市予防接種健康被害調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、市長の要請に応じ、予防接種による健康被害について医学的見地から調査を行うものとし、次の各号に掲げる事項につき調査報告するものとする。
 - (1) 健康被害発生事例の疾病状況及び診療内容に関する資料収集に関すること。
 - (2) 前号に関し、必要に応じて特殊検査又は剖検の実施についての助言等に関すること。 (組織)
- 第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員8人以内で組織する。
 - (1) 八王子市医師会の会員 3人以内
 - (2) 市の職員 4人以内
 - (3) 東京都推薦の専門医師 1人
- 2 委員の任期は、2年とし、再任することができる。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の委員は、当該健康被害の事項に関する調査が 終了したときは、退任するものとする。

(会長及び副会長)

- 第4条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。 (意見聴取)

第6条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、 その意見を聞き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康医療部において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の八王子市予防接種事故調査委員会条例に よつて行つた行為は、この条例による改正後の八王子市予防接種健康被害調査委員会条例 中にこれらに相当する規定があるときは、改正後の同条例によつてしたものとみなす。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年八王子市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第25号中「予防接種事故調査委員会委員」を「予防接種健康被害調査委員会委員」に改める。

附 則(平成13年7月2日条例第44号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

(平成13年規則第60号で、平成13年7月23日から施行)

附 則(平成19年3月1日条例第4号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月26日条例第32号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

(平成25年規則第38号で、平成25年8月26日から施行)

附 則(令和4年3月28日条例第13号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年8月1日から施行する。